

令和5年9月22日

郡市医師会事務局

相互乗り入れ予防接種ご担当者様

群馬県医師会 業務1課

令和5年度群馬県内相互乗り入れ予防接種業務における
インボイス制度に対応した請求書（統一様式5）並びに
料金表の差し替え（利根沼田地区）について（依頼）

平素より、大変お世話になっております。

さて、本年10月1日より開始となる消費税インボイス制度に関する医師会における自治体等の健診等委託事業の件につきましては、9月の郡市会長会議資料B-1-1・B-1-2にて西松副会長よりご説明申し上げたところです。それに伴い、県内相互乗り入れ予防接種業務で使用している請求書（統一様式5）について、インボイス制度に対応できるよう変更いたしました。10月1日以降につきましては、新たな様式での請求書をご使用ください。

また、令和5年3月27日付 群医第4541号にてお送り申し上げた標記料金表につきまして、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町より差し替え依頼がありました。

修正箇所は高齢者インフルエンザの接種期間です。

(変更前) 令和5年10月1日～令和5年12月31日

↓

(変更後) 令和5年10月1日～令和6年1月31日

つきましては、既に配布いただいている料金表のうち片品村（P21）、川場村（P23）、昭和村（P37）、沼田市（P61）、みなかみ町（P71）の該当ページについて差し替えをお願いいたします。

お忙しいところ恐れ入りますが、請求書の新様式の件と併せ、貴会相互乗り入れ予防接種協力医療機関へご周知くださいますようお願い申し上げます。